

令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務
- （2）委託業務内容 別添「令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおりに従うこと
- （3）委託期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を委託仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。委託仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料の限度額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約保証金）

第5条（契約時に記載）

（再委託の制限等）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第7条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、業務完了報告書（別紙様式）を、委託業務の終了した日から起算して30日以内または令和8年3月

27日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(検査及び委託料の確定)

第8条 甲は、前条の規定により乙から業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、業務完了報告書について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(委託業務の中止等)

第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第7条から第8条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第10条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(著作権)

第16条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別 記)

特 約 事 項

1 受託者の責務

受託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の破棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により破棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び部外提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

（受託者）

住 所

代表者氏名

印

業務完了報告書

下記の業務は、令和 年 月 日完了しましたので、契約書第7条の規定により報告します。

記

1 委託業務の名称

令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務

2 委託期間

令和7年 月 日から令和 年 月 日まで

3 委託費

円

4 事業成果品

別添のとおり